

西表石垣国立公園の公園区域及び公園計画の変更の概要

1. 背景

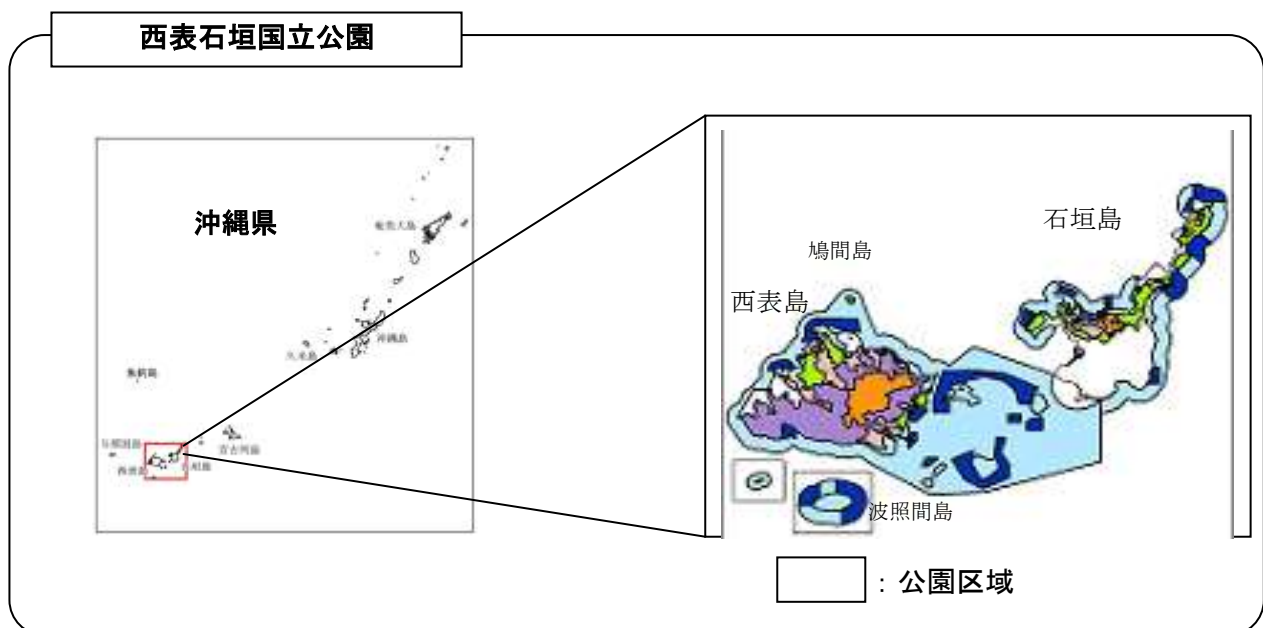
西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山諸島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその間に広がる石西礁湖とそこにある島々からなる、我が国最南端の国立公園です。本国立公園は、昭和47年5月に西表国立公園として指定され、平成15年3月に公園区域の全般的な見直し、平成19年8月に石垣地域の編入及び西表石垣国立公園への名称変更、平成24年3月には鳩間島・波照間島の編入及び西表島から石垣島までの周辺海域の海域公園地区の追加・変更を行いました。

近年、西表島については、固有種であるイリオモテヤマネコの生息環境が沿岸の低地部だけでなく内陸の山間部も同程度利用していることが調査研究から明らかになり、西表島全域をイリオモテヤマネコの生息環境として保全していく必要性が高まっております。

また、平成22年10月に公表された国立・国定公園総点検事業において、西表島及びその沿岸海域が、重要地域の一つとして選定されたことを受けて更なる調査・分析を行った結果、固有種が多く陸域から海域まで連続性を持つ生物多様性の高い特徴的な生態系が全島的に形成されており、風致景観の観点からも亜熱帯照葉樹林やマングローブ林、自然度の高い河川や海岸が全島的にみられ、既存の公園区域と一体的且つ同等の資質を有していることが確認できたことから、生態系や生物多様性といった新たな風景形式にも照らして国立公園へ拡張する必要性が改めて認識されています。

石垣島についても、北部の平久保半島においてサガリバナの大規模な群落地があることが知られるようになり、平成25年3月の新石垣空港の開港とあいまって、今後、観光利用等が増加することが予想されています。

以上より、西表島及びその沿岸海域及び石垣島北部において、国立公園の公園区域及び公園計画の変更（第3次点検）を行いました。



2. 変更のポイント

(1) 西表島全域及びその沿岸海域の保全強化

- ① 陸域における公園区域の拡張：イリオモテヤマネコに代表される西表島特有の生態系並びに風致景観の保全強化、来島者の増加により近年顕在化しつつある一部地域の過剰利用に伴う自然環境の改変に対応するため、古見岳や崎山半島を含む西表島の全域に公園区域を拡張しました。
- ② 海域における公園区域の拡張：西表島沿岸海域のうち、多種多様で良好なサンゴ群集が広がるサンゴ礁海域、豊富な底生生物が育まれイリオモテヤマネコの生息環境としても重要な干潟など、海域景観及び生物多様性の保全上重要な海域を公園区域に拡張しました。

(2) 石垣島北部地域の保全強化

- ① 石垣島北部地域のサガリバナ群落地の拡張：石垣島北部の地域住民主導で保全活動が展開されている平久保半島のサガリバナ群落地とその周辺地域について、一体的な保護と適正利用の推進を図るため、公園区域に編入・拡張しました。

<国立公園区域の面積>

変更前	変更後	面積の増減
91,676ha 〔陸域：21,958ha 〔海域：69,718ha (うち、海域公園地区 20箇所：13,743ha)	122,150ha 〔陸域：40,653ha 〔海域：81,497 ha (うち、海域公園地区 23箇所：15,923ha)	+30,474ha 〔陸域：+18,692ha 〔海域：+11,782ha (うち、海域公園地区： +2,180ha)